

## 真間川水系水生生物調査業務委託

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

### 1. 件名 真間川水系水生生物調査業務委託

### 2. 目的

本業務は、第二次生物多様性いちかわ戦略の策定における基礎資料を収集するために真間川水系の水生生物(魚類・底生生物)の生息状況を調査し、現状の把握を行うもの。

### 3. 調査場所 市川市柏井町4丁目 229 番地先他 5 地点(図1 調査地点)。

※ ただし、委託の目的を達成するために必要な場合は、委託者と受託者が協議したうえ、調査地点を変更することができる。

### 4. 納入場所 市川市南八幡 2 丁目20番2号 市川市環境部総合環境課

### 5. 委託期間 契約締結の翌日から令和7年2月20日まで

### 6. 調査時期 春季～秋季(6～9月頃)及び秋季～冬季(10～1月頃)計2回

※ ただし、委託の目的を達成するために必要な場合は、委託者と受託者が協議したうえ、調査時期を変更することができる。

### 7. 業務内容

国分川調節池の整備完了や、水質改善等生物生息環境の改善が期待される真間川水系において、水生生物(魚類・底生生物)の生息状況並びに生息環境を調査し、確認した種並びに優占状況を記録するもの。

#### (1) 水系調査

##### ア)魚類の採取

魚類等について、タモ網、投網、かご網を使用して採取する。

##### イ)個体の記録

採取した個体について、現地で種類、全体長、重量を記録・測定後、写真撮影を行い放流する。

※ ただし、特に重要と思われるものについては、市に提供する。

##### ウ)調査地点の記録

調査地点における魚類等の捕獲場所(生息場所・生息環境)を記録する。

##### エ)底生生物の採取

底生生物について、水深や底質等に応じてタモ網、サーバネット、採泥器等で採取する。

##### オ)個体の記録

採取した個体について、大型の種、地点を代表する種は放流し、その他の小型種は持ち帰り同定及び計測を行う。

##### カ)調査地点の記録

調査地点の水環境について、水深、流速、水質(BOD・DO・pH)について計測を行い記録する。

(2) 調査結果の取りまとめ等

ア)調査記録の作成

調査ごとに全体を通した調査記録を作成する。

イ)課題の考察

過去の調査結果(平成 30 年度)と比較し、生息環境の変化及びこの間に県・市が取り組んだ環境改善との因果関係、今後の課題についての考察を行う。

8. 打ち合わせ・協議

委託者と受託者の間での打ち合わせ・協議は、調査前(計2回)に開催するものとし、さらに必要な場合は、両者で協議の上開催する。

また、打ち合わせは、対面・WEB会議等により両者で協議するものとし、内容は記録簿として受託者において作成し、双方で保管する。

9. 業務実施日及び業務時間(内業は除く)

(1) 業務実施日 国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、委託期間中の月曜日から金曜日とする。

(2) 業務時間 午前9時から午後5時までとする。

10. 業務従事者の資格要件等

当該調査を適切に実施するため、生物分類技能検定1級または技術士(環境部門)を保持する者、あるいは国や地方自治体の発注した水生生物調査に従事するなど同等の経験を有する者を従事させるものとする。

11. 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

- ① 業務計画書:実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容、緊急時連絡体制表、及び使用する材料・機械器具等を記載する。
- ② 業務従事者の名簿及び当該業務に必要な資格の写し、また 10 について能力・経歴を証明するものを提出する。

(2) 報告書(成果品)

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を委託者に提出する。なお、成果品の著作権は委託者に帰属するものとする。

①～④は A4 カラー2部、電子データ(CD-R2部)で提出、⑤は所定の用紙にて提出するものとする。

- ① 調査報告書:調査実施ごとに調査地点において確認した種、優占状況を記録した調査記録を作成するとともに全調査結果と過去調査との比較考察をとりまとめた報告書を提出する。
- ② 調査日報:調査時間、調査従事者名、調査内容、調査場所、使用機械器具等を記入した調査日報をシーズンごとの調査終了時に提出するものとする。
- ③ 業務完了報告書

報告書の内容:業務名称、業務場所、業務実施日、業務実施時間

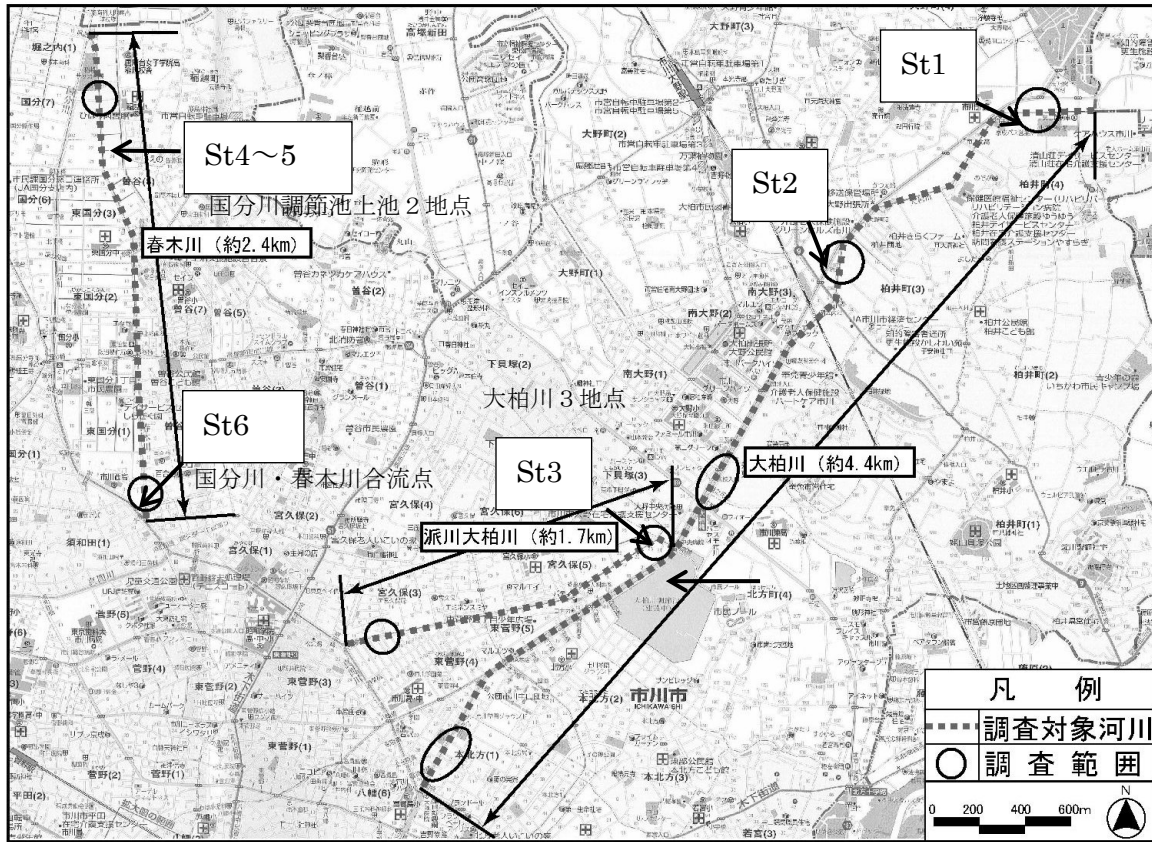
(開始時刻・終了時刻)、会社名、住所、電話番号、責任者名、業務内容、業務従事者名及び職種、使用機械名・資材名及び数量、数値データ(人工数、作業量、計量値、測定値等)、その他当該業務に関連する事項

- ④ 写真:業務実施前、業務中及び調査終了後に業務の履行がわかる写真を提出する。なお、写真撮影に際しては、黒板(あるいはホワイトボード)等に撮影年月日を明記するとともに撮影場所が判別できる背景を入れるものとする。
- ⑤ 完了届:受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに委託者が定める完了届を提出するものとする。

## 12. その他

- (1) 本業務の実施に当たって必要となる行政資料は、必要に応じて協議の上、委託者が貸与するものとする。
- (2) 委託者は平成 30 年度に実施した過去の調査結果について受託者へ貸与する。
- (3) 委託者は水環境の解析の資料の一つとして、委託者が真間川水系で実施している水質調査のデータを受託者へ提供する。
- (4) 受託者は採捕許可等調査に必要な許可を受けること。
- (5) 調査計画の作成及び調査の実施に当たっては、必要に応じて市職員の指示を受けること。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務に当たっての資料及び成果物は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (8) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (9) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (10) 受託者は、本業務の遂行に当たり、地方自治法・同施行令、市川市財務規則及び地球温暖化の推進に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。
- (11) 受託者は、業務の進捗状況を管理するとともに、委託者の要求に応じ進捗状況の報告を行うものとする。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

図1(調査地点)



◎調査地点選定理由

1. 基本的な選定方針

前回(平成 30 年)の調査した場所を選定した。

2. 個別地点の選定理由

・St1～St2:大柏川上流域

多自然型河川改修が実施されており、過去の調査で最も多様な水生生物が確認された地点である。

・St3:大柏川中流域

大柏川第一調節池緑地前の地点であり、大柏川と同緑地とのつながり(生物相の関係)を把握するため必要な地点として選定した。

・St4～St5:国分川調節池緑地

多自然型に造成された国分川調節池緑地内の地点。同調節池の完成による水系の生物相の変化を把握するために選定した。

・St6:国分川、春木川、真間川の合流点

3つの川の合流地点であり、過去の調査で3河川の中で最も多様な水生生物が確認された地点である。